

○ 信用協同組合が組合員以外の者に対して行う資金の貸付け及び手形の割引に関する金額を定める件（昭和六十三年大蔵省告示第十三号）

改正案	現行
<p>中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第十 条第一項第二号の規定に基づき、信用協同組合が組合員以外の者に対 して行う資金の貸付け及び手形の割引に関する金額を次のように定め 、信用協同組合が組合員以外の者に対して行う資金の貸付け及び手形 の割引に関する金額を定める件（昭和五十九年六月大蔵省告示第七十 四号）は、廃止する。</p> <p>一人当たりの資金の貸付け及び手形の割引の額の合計額 五百万円 （信用協同組合が地方公共団体から資金の預託を受けて組合員たる資 格を有するものに対して行う当該資金の貸付け及び手形の割引につい ては、一人当たりの資金の貸付け及び手形の割引の額の合計額 五百 万円）</p>	<p>中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第七 条第一項第二号の規定に基づき、信用協同組合が組合員以外の者に対 して行う資金の貸付け及び手形の割引に関する金額を次のように定め 、信用協同組合が組合員以外の者に対して行う資金の貸付け及び手形 の割引に関する金額を定める件（昭和五十九年六月大蔵省告示第七十 四号）は、廃止する。</p> <p>一人当たりの資金の貸付け及び手形の割引の額の合計額 五百万円 （信用協同組合が地方公共団体から資金の預託を受けて組合員たる資 格を有するものに対して行う当該資金の貸付け及び手形の割引につい ては、一人当たりの資金の貸付け及び手形の割引の額の合計額 五百 万円）</p>